

糸満市基幹相談支援センター・糸満市障害者地域活動支援センター運営事業 受託事業者募集要領

1 業務名

糸満市基幹相談支援センター・糸満市障害者地域活動支援センター運営業務

2 目的

本要領は、平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」別紙 1「地域生活支援事業実施要綱」に掲げる基幹相談支援センター機能強化事業(別記 1-3)、及び地域活動支援センター機能強化事業(別記 1-10)に掲げる地域活動支援センター I 型事業を受託する事業者を募集することを目的とする。

3 業務の実施場所

糸満市字照屋 1221-1 2F(糸満市農村環境改善センター内)

※糸満市農村環境改善センターの使用範囲

・専用部分:研修室(100.8 ㎡)

・共用部分:管理室(36.0 ㎡) / 和室(58.5 ㎡) / 他(トイレ等)

4 委託期間

令和8年 4 月 1 日から令和9年 3 月 31 日まで

5 委託費の上限額

・糸満市基幹相談支援センター・糸満市障害者地域活動支援センター運営業務
36,031,000 円(予定額)

※上記予定額には糸満市農村環境改善センターに係る使用料(4,538,223 円(予定))を含む

6 契約方法

(1) 契約の締結

ア 優先交渉権者の決定後は、優先交渉権者より改めて見積書を徴し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議し、双方合意のうえ、委託限度額の範囲内で随意契約により契約を締結するものとする。

イ 上記アの交渉が不成立の場合には、次点以下の事業者と交渉を行い、契約を締結するものとする。

ウ 本プロポーザルは、予算の成立を前提に準備行為として行うものであり、選定の結果は、市及び国双方の予算の成立をもって効力を有する。したがって、予算が不成立等の場合には、契約できない場合がある。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用(準備行為も含む。)、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

(2) 契約保証金要。ただし、糸満市契約規則第38条に該当する場合は、免除とする。ま

た、契約保証金に代わる担保については、糸満市契約規則第37条第3項による。

(3) 契約書の作成

優先交渉権者決定後、「契約書(案)」を基に速やかに契約書を作成する。

(4) 委託料の支払い

契約額を年4回に分割し概算払いとする。割合については、契約締結時に協議のうえ定めるものとする。

7 応募資格に関する事項

(1) 応募資格

- ① 法人その他の団体であること。
- ② 市から指定特定相談支援事業者の指定を受けており、かつ、市内に主たる事業所を置いている者であること。(契約締結日までに、当該要件を満たす者を含む。)
- ③ 市の障害者及び障害児の状況を十分に把握し、かつ地域活動支援センターを一体的に管理運営できる者であること。
- ④ 個人情報取扱いを適正に行う体制が整備されている者であること。
- ⑤ 契約期間中に解散・廃止の恐れがない者であること。
- ⑥ 市税等に滞納がないこと。

(2) 業務委託の制限

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部において、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではない。

(3) 欠格及び失格事項

① 欠格事項

次のいずれかに該当する法人その他の団体は、応募することができない。仮に申請が受け付けられた場合においても、申請は無効となる。

ア 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体

イ 会社更生法(昭和27年法律第172号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きをしている団体

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

エ 役員等(役員及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が暴力団等の利益となる活動を行う団体

オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、市における競争入札等の参加を制限されている団体

カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、地方公共団体から指定を消され、その取り消しの日から2年を経過しない団体

② 失格事項

次のいずれかに該当する団体は、選定審査の対象から除外する。

ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき

イ 選定委員会委員に対し、選定審査に関する照会や要求、個別の接触があったとき

- ウ 募集要項に違反又は著しく逸脱したとき
- エ その他不正な行為があったとき

8 提出書類

本公募への参加を希望する者は、次の書類を**9**及び**10**で示す通り提出すること。

- (1)参加表明書 …………… 様式1
 - 質問票 …………… 様式2
 - (2)企画提案書類等
 - 事業計画書及び職員配置計画 …… 様式3
 - 収支予算書 …………… 様式4
 - 団体の概要 …………… 様式5
 - 誓約書 …………… 様式6
 - (3)納税証明書(国税)※法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書(発行後3か月以内のもの)
 - (4)納税証明書(法人市町村民税、固定資産税)※発行後3か月以内のもの
 - (5)履歴事項全部証明書※法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの)
 - (6)委任状※支店等を代理人とする場合
 - (7)見積書及び見積内訳
 - (8)その他、審査の過程で必要となる書類
- ※市の指示により提出書類を求められた場合も同様とする。

9 提出書類の留意事項

- (1)様式
 - 用紙サイズはA4長編綴じとし片面印刷とする。各様式通しで右下にページ番号を附番すること。またA4用紙に入りきれない資料については、A3用紙Z折とする。
- (2)提出部数
 - 正本1部、副本6部(ホチキス止め等製本されたもの)で提出すること

10 書類の提出期限等

- (1)提出期限
 - ① 参加表明書(様式1)及び質問書(様式2):令和8年3月13日(金)午後5時まで
 - ② 企画提案書等(8 提出書類(2)～(8)):令和8年3月17日(火)午後5時まで
- (2)提出場所
 - 〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地
 - 糸満市役所 福祉部 障害福祉課
- (3)提出方法
 - 上記提出場所まで持参又は郵送とする。いずれの方法でも提出期限内必着とする。
- (4)その他
 - ① 提出された書類について、本市は本公募以外の目的には使用しないものとする。

- ② 企画提案書及び見積書について、提出期限後の修正及び追加等は認めない。(ただし、市が補正を求めた場合を除く)
- ③ 提出された書類について、参加表明者が提出期限までに辞退した場合を除き、提出期限後は返却しない。
- ④ 本公募の参加に必要な経費は、全て応募者(参加者)の負担とする。

11 質問書の受付及び回答

上記 10 (1)① により参加表明書を提出した者が本公募について質問があるときは、「公募に関する質問書」(様式 2)により、次のとおり電子メールで送付すること。

(1) 質問書送付先

糸満市福祉部 障害福祉課 サービス・相談支援係(川門)

Email syafuku@city.itoman.lg.jp

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を受理した日から原則として2日以内に、電子メールで行う。

12 プレゼンテーションの実施

選定委員会において、資格要件の適合した企画提案書及び見積書を審査基準に基づき書類審査を行い、必要に応じて、プレゼンテーションを次のとおり実施し、本市は同プレゼンテーションを審査及び評価する。

(1) 実施日

令和8年3月27日(金)又は3月30日(月)

日時詳細については、別途後日通知する。

(2) 実施場所

糸満市潮崎町 1-1 糸満市役所(予定:3-C会議室)

13 企画提案書等の審査及び評価方法

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの審査及び評価は、糸満市基幹相談支援センター・糸満市障害者地域活動支援センター運営事業プロポーザル実施要項(令和8年2月20日施行)に基づき設置する選定委員会において行う。

同選定委員会は、別記の「糸満市基幹相談支援センター・糸満市障害者地域活動支援センター運営事業受託事業者選定に係る評価基準」に基づき、企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容についてその評価を行う。

14 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は、以下のとおりとする。

- (1) 上記 13 の評価の結果、最も高い得点を獲得した者を優先交渉権者として選定する。
- (2) 最高得点獲得者が複数ある場合は、選定委員会の委員による協議により、最高得点獲得者の中から優先交渉権者を選定する。
- (3) 選定委員会の協議によっても意見の一致をみない場合は、出席委員の多数決により

決定する。

- (4) 採決が同数の場合は、委員長が決定するものとする。
- (5) 本公募参加者(応募者)が 1 者であっても、企画提案書等の評価を行い、仕様書の業務内容を遂行できると判断された場合は、その者を優先交渉権者として選定する。
- (6) 選定結果についての異議申し立ては、受け付けないものとする。

15 契約に関すること

優先交渉権者の選定後、業務委託契約について協議を行い 6(1)ウに定める予算の成立後、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進める。ただし、優先交渉権者が契約を辞退した場合や企画提案書及び見積書の内容に虚偽があることが判明した場合、契約に係る協議が整わなかった場合においては、次点者と契約の手続きを進めることとする。

16 スケジュール

参加表明書及び質問書の提出期限…令和 8 年 3 月 13 日(金)17:00 まで
募集要項等に関する質問の回答………随時
企画提案書及び見積書の受付期限…令和 8 年 3 月 17 日(火)17:00 まで
プレゼンテーション……………令和 8 年 3 月 27 日(金)又は 3 月 30 日(月)
選定結果の通知……………令和 8 年 3 月 31 日(火)予定
契約締結及び業務開始……………令和 8 年 4 月 1 日(水)